

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第4条の規定に基づき公告する。

令和6年5月10日

公立大学法人 島根県立大学
理事長 山下 一也

記

1. 業務内容

- (1) 工事名
島根県立大学エレベーター更新工事
- (2) 入札案件の仕様等
入札仕様書による
- (3) 履行期間
令和6年6月10日～令和8年3月19日まで
- (4) 履行場所
島根県浜田市野原町2433番2 島根県立大学 (本部棟・講義棟)

2. 入札参加資格

入札に加わろうとするものについては次の(1)から(9)全てに該当するものでなければならない。

- (1) 公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程(別紙参照)第3条の規定に該当しないものであること。
- (2) 公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第3条2項の各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後2年間を経過していないものでないこと。(そのもの代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものを含む)
- (3) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していないものでないこと。
- (5) 令和6年度島根県建設業有資格者名簿に記載された建築工事一式の業者であり、建築一式工事の格付け等級がAであること。
- (6) 建設業法に規定する主たる営業所が浜田県土整備事務所管内であること。
- (7) 元請け又は共同企業体(経常JVを除く)の構成員(ただし出資比率20%以上)として、次の工事を完成及び引き渡しを完了した実績があること。
 - ①発注者：国又は島根県
 - ②建築工事の種類：建築工事一式
 - ③実績の内容：3階以上の非木造建築物に係る建築一式工事
(工事内容にエレベーターの新設又は更新工事を含むもの)※実績は平成26年度以降、入札公告日前日までに完了した工事を対象とする。
- (8) 次の基準を満たす主任技術者を1名配置できること。
 - ア 1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有する者
 - イ 配置する技術者は当工事の入札の日以前3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を必要とする。

ウ 配置技術者は契約日時点で配置できる技術者とする。なお、入札書を提出する時に、他の工事に技術者を配置する可能性がある等の理由により、配置技術者を特定できない場合には、複数の候補を提出する事ができる。

エ 入札書等を提出する時において専任で配置する必要のある他の工事に従事中である技術者については、次の場合に限り資格確認資料を提出する事ができるものとする。

① 従事中の工事の契約工期の終期が入札日の前日までの場合

② 従事中の工事の契約工期が入札日以降の場合であっても、完成検査が入札日の前日までに終了している場合

③ 従事中の工事の契約工期が入札日以降の場合であっても、完成検査が入札日の前日までに行われることが決定している場合

落札後、工事の施工にあたって、入札時の提出した配置技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等特別な場合に限る。

なお、落札後において、配置予定技術者の配置ができないことが明らかとなったときは、契約前であれば契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。

(9) 指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けた者。

3. 入札手続等

(1) 入札説明書の配布期間及び場所

配布期間：令和6年5月10日（金）から令和6年5月20日（月）

配布時間：午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。

配布場所：島根県立大学 管理センター（本部棟1階）

電話：0855-24-2350 Fax：0855-24-2351

(2) 入札説明会

実施しない。別途、島根県立大学エレベーター更新工事にかかる質疑票により質疑の事。

(3) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、下記期限までに、入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付のうえ、島根県立大学理事長に提出し、入札参加の審査を受けなければならない。

イ 提出期限 令和6年5月20日（月） 午後5時

ウ 提出場所 前記3の（1）の場所

エ 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）

オ 入札参加資格の確認結果は、別に定める入札参加資格審査結果通知書により各申請者へ通知する。

(4) 入札及び開札日時及び場所

ア 日時：令和6年5月30日（木） 10時00分～

イ 場所：島根県立大学 会議室（本部棟2階）

4. その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

徴収しない。ただし、落札者が契約を締結しない場合は当該落札者が積算した契約金額の100分の5に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。

(3) 契約保証金

公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第24条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納めさせるものとする。ただし、公立大学法人契約事務取扱規程第26条の各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に求められる事項

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認に必要な書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

上記2に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第10条に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 入札方法

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札者の決定方法

公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第5条に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格の入札をした者とする。

(8) 最低制限価格

設定しない。

(9) 契約書作成の要否

要する。

(10) 再度入札

第1回開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、再度入札を行う。再度入札は、開札会場において速やかに2回まで（合計3回まで）行う。ただし、再度入札でも落札者がいない場合は、最低価格入札者と随意契約を行うものとする。

(11) 契約の停止等

提出する申請書等の書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除する事がある。

(12) 入札辞退

ア 入札前にあっては、入札辞退届けを直接持参するか、郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出すること。

(13) その他

詳細は入札説明書による。